

【老人保健制度と後期高齢者医療制度の比較】

	老人保健制度	後期高齢者医療制度
対象となる方	○75歳以上の方 ○65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると市町村の認定を受けた方	○75歳以上の方 ○65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると広域連合の認定を受けた方 ※ただし制度移行時において、老人保健制度で認定を受けている方については、広域連合の認定を受けたものとみなします
医療保険制度について	○国民健康保険または被用者保険に加入しながら老人保健制度で医療を受給	○国民健康保険または被用者保険から脱退して広域連合が行う後期高齢者医療制度に加入
医療機関に提示するもの	○国民健康保険または被用者保険の保険証と老人保健制度の医療受給者証の2枚	○広域連合が交付する後期高齢者医療制度の保険証
運営主体	○市町村	○後期高齢者医療広域連合(都道府県の区域ごとに区域内の全市町村が加入)
財源	○公費(国、都道府県、市町村)約5割、国民健康保険または被用者保険の保険料約5割	○公費(国、都道府県、市町村)約5割 ○後期高齢者支援金(現役世代からの支援)約4割、被保険者の保険料約1割

後期高齢者医療制度とは、七十五歳以上の方などを対象にした新しい医療保険制度です。老人医療費が増大する中、高齢者世代と現役世代が共に安心して医療を受け続けられるようにするため、公平で分かりやすい医療制度として、創設されるものです。現在の老人保健制度との比較は、次のとおりです。

**平成二十年四月から
後期高齢者医療制度が始まります**

厚生年金などを受給するようになれば

退職者医療制度

が適用されます

～市役所へ届け出をしてください～

長年勤めていた会社などを退職し、厚生年金など(国民年金を除く)を受けられるようになった方、またはその扶養家族は、老人保健の適用を受けるまでは「退職者医療制度」で診療を受けることとなります。年金を受給するようになったら、14日以内に市役所へ届け出をしてください。



◆対象となる人◆

次の全てに当てはまる方(退職被保険者本人)とその扶養家族が対象となります。

- ①南丹市国民健康保険に加入している方
- ②厚生年金や各種共済組合などの年金を受けておられる方で、加入期間が二十年以上もしくは、四十歳以降に十年以上加入期間がある方
- ③老人保健制度の適用を受けていない方

◆退職被保険者となる日◆

年金受給権が発生した日が、退職被保険者になる日です。受給権が発生し、年金をもらう手続きをすると年金証書が送られてきます。その年金証書を持参し、市役所で手続きを行ってください。「国民健康保険退職被保険者証」を交付します。

◆届け出に必要なもの◆

現在お持ちの国民健康保険被保険者証・年金証書・印鑑

◆医療を受けるとき◆

負担割合はこれまでと同じで変わりません。

退職者医療制度への届け出のお願い

退職者医療制度の対象となる方の医療費の財源は、本人の自己負担と国民健康保険税と被用者保険(会社などの健康保険)からの拠出金で賄われています。そのため、退職者医療制度の加入手続きを行わずに医療を受けると、国民健康保険の負担が増えてしまいます。国民健康保険の医療費給付の負担が増えることは、皆さんの国民健康保険税の引き上げへとつながります。国民健康保険の安定した財政運営のためにも、退職者医療制度の対象となる方は、加入の届け出をお願いします。

【お問い合わせ先】

市役所国保医療課
☎〇七七一一六八—〇〇一一

各支所保健福祉課

- 八木 四二—二三〇〇
- 日吉 六八—〇〇三二
- 美山 六八—〇〇四一